

議案第 4 4 号

天理市職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について
天理市職員の給与の臨時特例に関する条例を次のように制定しようとする。

平成25年 6 月 7 日提出

天理市長 南 佳 策

天理市職員の給与の臨時特例に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、平成25年 7 月 1 日から平成26年 3 月31日までの間（以下「特例期間」という。）において、職員の給料その他の給与を減ずる措置を講ずるため、天理市一般職の職員の給与に関する条例（昭和44年 3 月天理市条例第 4 号）等の特例を定めるものとする。

(天理市一般職の職員の給与に関する条例の特例)

第 2 条 特例期間における天理市一般職の職員の給与に関する条例（以下「一般職給与条例」という。）第 3 条第 1 項各号（第 3 号イ及びウを除く。）に規定する給料表の適用を受ける職員（一般職給与条例第 1 条に規定する職員をいう。以下「一般職の職員」という。）の給料月額（天理市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年 3 月天理市条例第 5 号）附則第 7 項の規定による給料を含む。）の支給に当たっては、一般職給与条例第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、同項に定める額から、当該額に、当該一般職の職員に適用される次の表の左欄に掲げる給料表及び同表の中欄に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずるものとする。

給料表	職務の級	割合
行政職給料表	3 級以下	1 0 0 分の 4. 7 7
	4 級及び 5 級	1 0 0 分の 7. 7 7
	6 級以上	1 0 0 分の 9. 7 7
教育職給料表	2 級以下	1 0 0 分の 4. 7 7 (2 級の職員のうち期末手当基

		礎額加算割合 (一般職給与条例第20条第5項に規定する期末手当基礎額に係る割合をいう。以下この表において同じ。)が100分の10であるものにあつては100分の7.77)
	3級	100分の9.77
医療職給料表(1)	1級	100分の7.77 (期末手当基礎額加算割合が100分の5である者にあつては100分の4.77)
	2級以上	100分の9.77

2 特例期間における一般職の職員の給与のうち次に掲げる給与は、一般職給与条例第10条の2、第20条、第21条及び第24条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる給与の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 地域手当 当該一般職の職員の給料月額に対する地域手当の月額から、当該額に当該一般職の職員の支給減額率を乗じて得た額を減じた額並びに当該一般職の職員の扶養手当及び管理職手当に対する地域手当の月額
- (2) 期末手当 当該一般職の職員が受けるべき期末手当の額から、当該額に100分の7.33を乗じて得た額を減じた額
- (3) 勤勉手当 当該一般職の職員が受けるべき勤勉手当の額から、当該額に100分の7.33を乗じて得た額を減じた額

- (4) 一般職給与条例第24条第1項から第4項まで又は第6項の規定により支給される給与 当該一般職の職員に適用される次のアからエまでに掲げる規定の区分に応じそれぞれ当該アからエまでに定める額
- ア 一般職給与条例第24条第1項 前項及び前各号に定める額
- イ 一般職給与条例第24条第2項又は第3項 前項並びに第1号及び第2号に定める額にそれぞれ100分の80を乗じて得た額
- ウ 一般職給与条例第24条第4項 前項及び第1号に定める額にそれぞれ同条第4項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
- エ 一般職給与条例第24条第6項 第2号に定める額に100分の80を乗じて得た額
- 3 特例期間における一般職給与条例第12条から第15条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、一般職給与条例第17条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、当該額に当該一般職の職員の支給減額率を乗じて得た額を減じた額とする。
- 4 特例期間における一般職給与条例附則第9項の規定の適用を受ける職員に対する前3項の規定の適用については、第1項中「当該額に」とあるのは「当該額から一般職給与条例附則第9項第1号に定める額を減じた額に」と、第2項第1号中「地域手当の月額」とあるのは「地域手当の月額から一般職給与条例附則第9項第2号に定める額を減じた額」と、同項第2号中「期末手当の額」とあるのは「期末手当の額から一般職給与条例附則第9項第3号に定める額を減じた額」と、同項第3号中「勤勉手当の額」とあるのは「勤勉手当の額から一般職給与条例附則第9項第4号に定める額を減じた額」と、同項第4号ア中「前項及び前各号」とあるのは「第4項の規定により読み替えられた前項及び前各号」と、同号イ中「前項並びに第1号及び第2号」とあるのは「第4項の規定により読み替えられた前項並びに第1号及び第2号」と、同号ウ中「前項及び第1号」とあるのは「第4項の規定により読み替えられた前項及び第1号」と、前項中「当該額に」とあるのは「当該額から一般職給与条例附則第11項の規定により給与額から減ずることとされる額を減

じた額に」とする。

(天理市職員の育児休業等に関する条例の特例)

第3条 特例期間における天理市職員の育児休業等に関する条例（平成4年3月天理市条例第2号）第21条の規定の適用については、同条中「給与条例第12条」とあるのは、「天理市職員の給与の臨時特例に関する条例（平成25年6月天理市条例第 号）第2条第3項（同条第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

(天理市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の特例)

第4条 特例期間における天理市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年3月天理市条例第3号）第15条第3項の規定の適用については、同項中「給与条例第12条」とあるのは、「天理市職員の給与の臨時特例に関する条例（平成25年6月天理市条例第 号）第2条第3項（同条第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

(天理市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の特例)

第5条 特例期間においては、天理市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成23年9月天理市条例第14号。以下「任期付職員条例」という。）の適用を受ける職員であって、任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用されたものに対する給料月額を支給に当たっては、給料月額から、給料月額に次の各号に掲げる職員の区分に応じそれぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減ずるものとする。

(1) 任期付職員条例第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員であって、その号給が1号給から6号給までのもの 100分の7.77

(2) 任期付職員条例第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員であって、その号給が7号給のもの 100分の9.77

2 特例期間においては、任期付職員条例第7条第3項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額から給料月額に天理市職員の給与の臨時特例に関する条例（平成25年6月天理市条例第 号）第5条第1項各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減じた額」とする。

3 特例期間においては、第2条第2項第1号、第2号及び第4号並びに第3項の規定は、第1項の規定の適用を受ける職員に対する地域手当、期末手当及び一般職給与条例第24条第1項から第4項まで又は第6項の規定により支給される給与の支給並びに勤務1時間当たりの給与額の算出について準用する。この場合において、第2条第2項第1号中「当該一般職の職員の支給減額率」とあるのは「第5条第1項各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合（以下「支給減額率」という。）」と、同項第4号ア中「前項及び前各号」とあるのは「第5条第1項並びに同条第3項において準用する第1号及び第2号」と、同号イ中「前項並びに第1号及び第2号」とあるのは「第5条第1項並びに同条第3項において準用する第1号及び第2号」と、同号ウ中「前項及び第1号」とあるのは「第5条第1項並びに同条第3項において準用する第1号」と、同号エ中「第2号」とあるのは「第5条第3項において準用する第2号」と読み替えるものとする。

（端数計算）

第6条 この条例の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

（天理市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

2 天理市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

附則第13項中「100分の5」を「100分の6」に改める。